

議案第74号

訴えの提起について

町は、診療報酬返還請求の訴えを次のとおり提起するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

1 訴えの相手方

住所 旭川市6条通20丁目1717番地の250

氏名 稲葉 憲一

2 請求の理由

相手方は、勤務実態のない海外研修中の医師を常勤医師とするなどにより不正に保険請求を行い、また、患者の症状等を診療録に記載せずに痴呆性加算を算定するなどにより不当に保険請求を行い、診療報酬を受給していた事実が判明したことから、町は、当該不正又は不当に請求した金額の支払いを求めてきた。ところが、相手方は一部を支払ったのみで、残額の支払に応じないことから、訴えを提起するものである。

3 請求の趣旨

- (1) 相手方は、町に対し、金2,938万7,484円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は相手方の負担とする。
との判決及び仮執行の宣言を求める。

4 本件に関する取扱い

本件の訴訟は、弁護士に委任する。